

年 月 日

主治医殿

高野保育園 園長

## 治癒証明書のお願い

お手数ですが保育園(所)、こども園の健康管理の指導上必要なので、治癒証明をいただきます  
ようお願い申し上げます。

### 治癒証明書(登園許可)

保育園(所)長・こども園長

住 所 \_\_\_\_\_

園児名 \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日 生

上記の園児は 月 日以来( )にて加療中であった  
治癒したので感染のおそれではなく、 月 日より集団生活が可能と認めます。

年 月 日

医療機関 \_\_\_\_\_

医 師 名 \_\_\_\_\_ 印

◎登園(所)してはいけない病気(学校保健安全法施行規則第19条より抜粋)は、**治癒証明書が必要です。**

感染症(コレフ、亦痢など)以外にも他の園児に感染する恐れがあるために、学校保健安全法によ

り、登園を停止される病気があります。(下記の停止期間は原則的な基準であり、症状によって異なります。)

病 名	登園停止の期間
百日咳	特有のせきが止まるまで。
麻疹(はしか)	発疹を伴う発熱が解熱した後3日間を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹	発疹がなくなるまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになるまで。
咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日間を経過するまで。
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157を含む)	完全に治るまで。 ただし、専門医が適当と認める予防措置をしたとき、または症状により
流行性結膜炎、急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。
その他の感染症	

※ その他、医師が感染のおそれがあるものと判断されたものが含まれます。

※ その他の感染症については、感染症予防法などによって定められた期間、休園してください。

◎インフルエンザ・新型コロナウィルス感染症については、学校保健安全法規則第19条により**登園停止期間が定められており、専用の登園停止経過報告書(別様式)の提出が必要です。**

◎次については治癒証明書は不要ですが、必ず受診し医師の指示に従ってください。  
受診結果については速やかに保育園(所)、こども園へ連絡してください。

溶連菌感染症	ウイルス性肝炎	手足口病	伝染性紅斑
ヘルパンギーナ	マイコプラズマ肺炎	流行性嘔吐下痢症	頭シラミ
水いぼ	とびひ	R Sウイルス	

津山市保育協議会